

議 事

○**白井参事官** それでは、時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第9回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、一組目として、日本弁護士連合会前副会長で弁護士の平山秀生様、及び日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事で弁護士の山崎健一様から御意見をお聞きし、その後、本日の二組目として、早稲田大学教授の石川正興様から御意見をお聞きします。

一組目の平山様、山崎様からは、「若年者に対する処分や処遇」についての御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問させていただく予定となっております。

日本弁護士連合会からは、既に第1回のヒアリング及び意見交換におきまして、「少年法適用対象年齢」と「若年者に対する処分や処遇の在り方」という2つのテーマについて御意見をお聞きしております。もっとも、その際、本日のテーマであります「若年者に対する処分や処遇の在り方」につきましても、検討未了ということで御意見を留保されておりました。

本日は、第1回に意見を留保された部分について御意見をお聞きするという趣旨で、改めて御意見を伺うこととしております。

それでは、平山様、山崎様、よろしく願いいたします。

○**平山氏** 二度にわたりまして、勉強会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、「若年者に対する刑事法制の在り方」に関する日本弁護士連合会の意見を述べます。意見は第1から第5まで、大きく5つの項目に分けて述べたいと思っております。

まず、第1の少年法の成人年齢の引下げについて意見を述べます。日本弁護士連合会は、少年法上の成人年齢は維持されるべきだと考えており、年齢を引き下げることに反対です。その理由については、第1回の勉強会で述べたとおりであります。さらに重要な点のみを補足して述べます。

まず、「国法上の統一性」に関してですが、そもそも憲法は「おとな」の年齢を一律に定めていません。法律により各分野・各事項ごとに、その趣旨・目的に沿って個別に適用年齢が定められることが許容されています。

自民党の政務調査会の提言は、公職選挙法の選挙権年齢引下げに加え、民法の成年年齢引下げをも前提としていますが、契約に関する行為能力が問題とされる民法と、非行に及んだ少年の健全育成と更生を目的とする刑事特別法である少年法とでは、視点が異なって当然であり、民法の成年年齢と少年法の成人年齢を一致させる必要はありません。

なお、旧少年法の対象年齢の上限は18歳であり、元々民法の成年年齢とは一致していません。

旧少年法の改正の際に、GHQの21歳案に対して、日本側が民法の成年年齢を持ち出して20歳を主張したといった経緯があったようですが、GHQの改正案が家裁先議、すなわち検察官先議の廃止を内容としていたことから、日本側としては、その年齢的な範囲を縮小することにより、検察官の起訴裁量が及ぶ範囲を確保する意図があったのではないかと考えられます。

しかしながら、戦前の議論でも、研究者を含め、当時、民法の成年年齢と少年法の適用年齢との関係性が厳密に議論され、重視されていたわけではなく、1948年の国会におけ

る少年法の適用年齢を20歳未満に引き上げた法改正の提案理由でも、民法の成年年齢が20歳であることは全く触れられておらず、民法の成年年齢と少年法の成人年齢を関連させていませんでした。

そして何よりも、選挙権年齢や民法の成年年齢に合わせて、少年法の成人年齢を18歳に引き下げるとは、18・19歳の者の再犯を増加させるリスクを高めることとなります。

現行少年法の手続では、家庭裁判所に少年事件の全件を送致し、少年鑑別所での鑑別結果や、家裁調査官による社会調査及び教育的措置等を踏まえて処分が決められます。少年法の手続と処分による積極的な働きかけは、2つの過程が連携しトータルとして有効に機能しており、少年の立ち直りや再犯防止に効果を上げています。

成人年齢を18歳に引き下げた場合には、18・19歳の者が少年法の手続から除外され、その多くが刑事手続の起訴猶予や略式罰金になるなど、立ち直りや再犯防止に向けた積極的な働きかけが何らなされないまま手続が終了してしまい、現行少年法の丁寧な手当が18・19歳の者に及ばなくなります。

仮に、若年者に対する刑罰の執行方法を、より少年院の処遇内容に近いものにしたとしても、施設収容を伴う処分は刑事処分の全体からすればごく一部に過ぎません。それだけでは18・19歳の者を少年法の適用対象外とすることで生じる弊害の解決には到底なりません。

さらに言えば、少年院での処遇は、社会的不利益となる前科を回避した上で、様々な困難を抱えた少年に対し、教官との一対一の関係を基軸にしなが、内面にまで踏み込んだ手厚い教育を施し、個別的に設定された課題を達成して初めて進級・退院が認められる「段階的処遇」により社会復帰を目指しています。

これに対し、刑務所での処遇は、刑務官と受刑者が「管理する者」と「管理される者」という関係になっており、かつ、行為責任主義による刑期の満了により出所できる制度であるため、若年者に対する刑罰の執行方法をより少年院の処遇内容に近づけようとしても、そこには限界があることが認識されるべきです。

現行の少年法に基づく制度が、少年の立ち直りと再犯防止に有効に機能していることについてほぼ異論はない中で、あえて少年法の成人年齢を選挙権年齢などと統一させる合理性も必要性もありません。

次に、勉強会での議論から、有識者のヒアリングの結果について述べます。

日弁連だけでなく、当勉強会でヒアリングを受けた有識者のかなりの多くの方々は、少年法の成人年齢の引下げに反対しており、又は慎重に考えるべきものとの意見を述べています。

その前提として、以下のような認識が共有されているものと考えられます。

1つ目は、我が国の社会状況として、少子化・高学歴化が進み、18歳で就業している自立した社会人は大幅に減少しており、若年者の社会的成熟は以前に比べ遅れていることです。

2つ目は、核家族化や地域社会の変容などにより、今日の若者は対人関係形成能力や社会適応能力が未熟であり、精神的成熟も以前に比べて遅れていることです。

3つ目は、脳科学の分野においても、MRI画像に基づく研究により、脳の発達が20歳代半ばまでは続くことが明らかにされるとともに、10代から20代前半の時期は感情を

司る大脳辺縁系と衝動的行動を制御する前頭前皮質との成熟の不均衡により、極めて不安定な状態にあることが解明されていることであります。

次に、一般への意見募集であります。意見募集の結果を見ても、少年法の適用年齢の引下げ賛成はわずか9件にとどまっており、反対が634件と大多数を占めています。一般の世論調査と異なり、少年法に関する知識・関心を有する者の意見として、十分に尊重される必要があります。

3番目に、児童福祉法の改正であります。

通常国会で成立しました改正児童福祉法には、児童自立生活援助事業の対象期間を22歳の年度末までとする内容が盛り込まれました。このことは、困難を抱え自立に課題がある若年者に対しては18歳を超えても社会的な支援が必要であることが社会的な合意となっていることを示しています。

若くして非行に走る者は、生育環境や資質に困難を抱えている者が多いのが現状であります。児童福祉法の改正の流れに照らしても、少年法の成人年齢を引き下げる実質的な必要性・合理性は存在しません。

この項のまとめであります。我が国では、70年近くにわたり、刑事手続上の成人年齢を20歳としてきており、刑事政策上有効に機能しています。そして、この成人年齢が刑事政策上不都合であるという指摘はなく、むしろ法務省特別顧問である松尾浩也教授も「少年法はその対象年齢を20歳へと引き上げるなどの戦後の改革によって刑事政策上の成功を収めており、その成果は維持されなければならない」としているように、世界的にも評価されているところです。

それゆえ、現行少年法の成人年齢を引き下げようとするのであれば、少年法の成人年齢自体に刑事政策上問題があることが論証されなければなりません。しかし、有識者のヒアリングを通じて、この年齢を引き下げなければならないという論証はなされていません。

20歳未満の少年に対して、家庭裁判所調査官の関与を中心としたアセスメントの手続や非公開・職権主義での処遇決定、少年院等での保護処分など、有効に機能している現行少年法に代わり得るシステムの構築は困難であると考えられます。

今、少年法の成人年齢を引き下げるべき理由は全くありません。日弁連は、改めて成人年齢の引き下げに反対いたします。

第2に、「若年者」に対する刑事法制の在り方についての基本的な考えを述べます。

日弁連は、飽くまで少年法の成人年齢の引下げには強く反対します。したがって、勉強会では、「若年者」とひとくくりにされていますが、少年法の成人年齢を20歳とする立場からは、20歳未満の少年と20歳以上の若年成人とに分けて考えるべきであります。

また、刑事法制としては、手続面と処遇面を意識して論ずるべきと考えますが、本勉強会の議論は処遇面に偏していると思われます。改めて、手続面と処遇面とに分けて日弁連の意見を述べたいと思います。

まず、手続面についてであります。手続面については、20歳未満の少年を鑑別調査等を含む少年審判の対象とし、若年成人を刑事訴訟の対象とする現行法の基本構造は変えるべきではありません。もちろん、少年審判、刑事訴訟のいずれにも改善すべき点はいろいろありますが、勉強会で問題とされている若年者という年齢層の刑事法制については、その区分と基本的構造を変えるべきではなく、「若年者」という新たな層に対する新たな法制

度は必要ないということであります。

次に、処遇面ではありますが、処遇面につきましては、少年審判を経た者を少年院送致処分や保護観察処分などの保護処分の対象とし、刑事訴訟を経た者を刑罰の対象とする現行法の枠組み自体は変えるべきではありません。すなわち、「若年者」という新たな層に対する新たな処遇の枠組みを設ける必要はないと考えます。

もちろん、少年院における処遇、保護観察処分における処遇、刑務所における処遇等々のいずれにも改善すべき点はいろいろとありますが、基本的な枠組みは変えるべきではなく、「若年者」という新たな層に対する新たな枠組みを設ける必要はないと考えています。

第3としまして、処遇面の改善について意見を述べます。

1点目は、執行猶予制度の改善についてです。

特に少年及び若年成人の刑事裁判において、保護観察付執行猶予を活用したい局面であっても、再犯時に再度の執行猶予が認められ難いことがその活用の妨げとなっています。

そこで、保護観察が有用と思われる場合に、躊躇なく保護観察付執行猶予を活用できるよう、保護観察付執行猶予を言い渡された少年及び若年成人がその期間内にさらに罪を犯した場合であっても、再度の執行猶予を言い渡すことができるようにするとともに、再度の執行猶予に付することのできる刑の範囲を拡大すべきであると考えます。

2点目は、刑務所の処遇内容の改善であります。

現行のY指標、すなわち20歳以上26歳未満の者につきましては、可塑性が期待できる若年成人を対象としながら、なお刑務作業を中心とした処遇にとどまっています。しかし、可塑性のある若年成人の立直りと再犯防止を図るためには、少年院での処遇を参考にしつつ、より教育的な処遇が必要であると考えます。

そこで、Y指標の処遇内容について、その対象とする人数を小規模化した上で、対象者の課題に応じた個別的な処遇を図るものとし、刑務作業ではなく教育的な処遇を中心としたものに改善すべきであり、そのための人的・物的支援の充実を図るべきと考えます。

3番目としまして、出所準備期間の処遇改善についてであります。

少年や若年成人として受刑を開始した者は、一般の成人受刑者に比べ、社会内で自立した生活を送った経験に乏しいこと等から、出所後に自立した生活へ円滑に移行するためにはより十分な準備が必要であると考えます。

そこで、J指標、すなわち少年院での受刑者を除く20歳未満の者及びY指標で受刑を開始した者については、十分な出所準備期間を設け、社会体験や実践的な就業指導、対人関係スキルのトレーニングなど、円滑な社会復帰に向けた処遇を行うようにすべきであると考えます。

4点目は、保護司制度の改善であります。

保護司が一般に高齢であることから、少年及び若年成人の保護観察対象者が保護司との間に壁を感じ、十分に相談できない現状が指摘されています。そこで、少年及び若年成人を担当するより若い世代の保護司の登用が図られるよう、保護司の任用制度を整備する必要があります。併せて、保護司がアシスタント的な若者と協働できるよう、外部団体と連携するなどの対応も拡充されるべきであると考えます。

第4に、社会復帰支援策について述べます。

少年や若年成人が収容施設から社会復帰する際、その自立を確実なものとするためには、

就労先や居場所の確保、適切な支援者の存在が重要であると考えます。そこで、更生保護施設あるいは自立準備ホーム等の人的・物的な拡充、そのための予算措置や、収容施設への社会福祉士の配置、保護観察官等との連携を通じた、施設出所者に対する就労支援、福祉的支援策の充実、施設出所者が相談しやすい社会内での窓口の確立などが図られるべきであると考えます。

第5に、最後であります。少年逆送事件の手続の改善について述べます。

なお、この点は直接若年者に対する刑事法制の在り方に関するものではありませんが、この機会に、少年に関する逆送後の刑事手続の在り方についても、日弁連として特に2点の改善点を指摘しておきたいと思えます。

1点目は、少年が起訴された場合の勾留場所であります。

検察官送致の上、起訴された場合、少年の勾留場所は拘置所又は留置施設とされるのが実務の現状であります。

しかし、判決・決定までの長期間にわたる拘置所等での未決勾留には、少年鑑別所に比べて内省を深めにくいなどの問題があり、拘禁反応などにより未成熟な少年の精神への決定的な悪影響も与えかねません。

よって、少年が起訴された後の勾留場所を少年鑑別所とすべきものと考えます。

2点目は、少年逆送事件の公判審理における被告人特定事項の保護の問題であります。

少年逆送事件の刑事裁判では、裁判体の判断で公判審理において公判廷で被告人と傍聴席との間に遮蔽を設けたり、被告人の実名を読み上げないなどの実務運用がなされる場合が少なくありませんが、明文規定がないので、刑事訴訟法上に、少年逆送事件の公判審理での遮蔽の設置や、被告人特定事項保護の措置等を採り得る旨の明文規定を設けるべきと考えます。

最後に、日弁連は、この少年逆送事件裁判員裁判につき、2012年1月19日付けで、「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」で改善策を述べていますので、ぜひ参照していただきたいと思えます。

日弁連の意見は以上であります。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思えます。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○松下刑事課長 いろいろな御意見と御提案、ありがとうございます。

今、お話を伺ってしまして、成人年齢を18歳に引き下げた場合、18歳・19歳の者が少年法の適用対象から除外されて、多くが起訴猶予や罰金になるなど、立ち直りや再犯防止に向けた積極的な働きかけが何らなされないまま手続が終了してしまうという御指摘がございましたけれども、現在でも20歳、21歳、22歳ぐらいまでの若者たちは成人としてこういうプロセスを経ておりますし、実際にそういった被疑者について、弁護のお立場では起訴されないように、あるいは、公判請求よりは罰金になるようにといった方向での弁護活動をなされることが多いのではないかと実感しております。こういった若年の成人に対しての起訴猶予や罰金の現状については、どのように認識されておられますでしょうか。

○山崎氏 刑事手続として何をするかということと、それ以外の福祉的な支援として何をするかという問題は、区別して論じられるべきだろうと考えております。成人になれば、刑事

訴訟法の手続によって起訴猶予、罰金ということで終わる。適正な手続の中でその処分が決まれば、刑事処分としてはそこまでだということで、ある意味そういう役割分担と言いますか、位置付けになるのだろうとっております。

当然、当該成人に対して何か福祉的な手当が必要な局面というのがあるかと思えますけれども、飽くまでそれは福祉的な任意での手続ということで、本人の同意に基づいて援助がなされるという区分けが必要なのではないかと考えております。

○**富山矯正局長** 今の質問に関連するのですが、20歳前半の若年者に対する取扱いを、今言われたように刑事処分と福祉的な対応は全く別のものであるということで、罰金あるいは起訴猶予で終わってしまうような人たちについて、福祉的な支援をしっかりとやっていくことで対応すべきだと、それはお考えとして分かるのですが、そのように考えていくと、18歳・19歳の者についても同じように刑事処分に乘せた上で、福祉的に対応すればよいという考え方が出てきそうな気がするのですが、そこはどんなふうにお考えになるのでしょうか。

○**山崎氏** 私たちは実務家としてこの問題を考えたときに、まず現行制度が一番適正であろうという前提があります。20歳までは少年保護手続があり、その中で調査官の調査や鑑別があつて非常にうまく機能している。ですから、それ自体はそのまま残した方がいいという判断です。「18歳に引き下げた場合でも、こうすればよいのではないか」という形の議論がされやすいのですけれども、そもそも下げる必要はないと考えており、現行制度の方が望ましいということでございます。

○**富山矯正局長** さらに、今度は逆向きに考えて、そうであるならば、20歳・21歳といった若年の成人について、例えば刑事処分をする前に本人の内面の問題性とかいったものをしっかりと調査して、何か介入の必要があるのかどうかといったことを調べるといった、いわば今回の議論とは逆向きになってしまうのですけれども、18歳・19歳の者が今受けているようなことに類似した、何か新しい仕組みを考えた方がよいのではないかとのお考えはお持ちにはならないでしょうか。

○**平山氏** 日弁連でもそのあたりは検討をしまして、一部には確かに若年成人に現行の少年法のような制度を及ぼすというような意見を述べている人もいますけれども、それが具体的な議論として進んでいるわけではありません。仮にそういった効果が高い制度であっても、国家による自由の制約という一面がありますので、20歳以上の成人に対して現行の少年法のような制度をそのまま持っていくというのは問題があるだろうなど、そういう意見も強く日弁連の中にはあります。

○**加藤刑事法制管理官** ただいま平山先生のお答えの中にあつたこととの関係ですが、確かに現行の少年法では、犯した罪は比較的軽微であっても要保護性が高い場合には少年院送致のような処分が行われることになっています。しかしながら、少年院送致の処分といえども平均して1年ぐらひは施設に収容される処分でありますから、比較的長期の身柄収容を伴う強制の処分ということになるわけです。現行の少年法の場合、保護者の保護下にある未成年に対しては、こういう処分がパターンリスティックな観点から許容されているとも考えられるわけですがけれども、成人に対しても同じようなことをすることが許されるのかについて、お考えをお聴かせください。

民法の成年年齢が18歳に下がるかもしれない、選挙権年齢は既に下がっているという状

態で、民法の方で成年として扱われる人に対して、未成年者と同様に責任を超えた形での自由の拘束を行うというのは過度の介入ではないかという批判があり得るように思われるのでありますが、そのあたりの問題意識をお尋ねしたいのです。

整理しますと、仮に民法が変わって、18歳・19歳の者がそちらで成年として扱われるということになったとしても、その18歳・19歳の者に対して現在の保護処分は正当性を持ち得るのかという点についてはどのようにお考えでしょうか。

○平山氏 民法における成年年齢と少年法における成人年齢というのは、制度の趣旨・目的が違うので区別して考えるべきであると考えております。したがって、民法上の成年であるからといって少年法でそれを同じく成人として扱う必要はなく、18歳・19歳の者に対しても、仮に民法の成年年齢が引き下げられて18歳・19歳の者が成年となったとしても少年法を適用して、それなりの国家の介入といたしますか、そういったものはできると考えております。

少年法2条には、保護者というものが規定されていますが、これは親権者に限られていません。事実上監護する者で足りるとされております。また、現行法でも、婚姻により例えば民法上は成年と擬制されている場合にありましても、20歳までは少年法が適用されているといったこともありますので、必ずしもそこは一致させる必要はないだろうと考えています。

○酒巻教授 今の御発言とも関連し、やや漠然とした問い掛けになりますが、これまでの日本弁護士連合会のお立場の根底には、今日の冒頭の部分にもありましたとおり、選挙権付与の年齢とか民法の成年年齢についてはそれぞれ趣旨がある、だから少年法はそれと別でもよろしいと、そういうスタンスというかお考えが基本にあるのだらうと思います。そこで、一般国民がどう考えるかという観点からの質問ですけれども、確かに法律家的発想としてはそういう考えもあり得るだろうとは思いますが、ただ、一方で特に公職選挙法も下がった、そして、現在民法の成年年齢の引下げが検討されている、私法の基本法である民法の成年年齢が変わるということと少年法との関係については、法律家としてちゃんと詰めて考えておく必要があると思うのです。

民法の成年年齢の引下げについては法制審議会の答申が出ていて、答申の趣意として、1つには契約年齢、それから親権の対象から外れる、そういう法的効果を生じることになる年齢の引き下げを意味すると同時に、法制審の報告書には「一般国民の意識の上でも18歳をもって大人として扱うことを意味するのだ」と、そういう御判断というか、説明・表現があるわけですね。

つまり、一般国民の意識としても18歳からは大人なのであると、こういう意義も付加されている成年年齢の引下げについて、弁護士会として、つまり法律家集団として、民法上の成年年齢が引き下げられた場合における若年者に対する処分や処遇の在り方というのを、反対であるというのは分かるんですけども、もし下がった場合にはどうしたらいいのか、どうするのが望ましいかというのを正面から熟考し検討しておく必要があるのではないかと、それが法律家としての社会的責務なのではないかというのが私の感覚なんですけれども、このような考えについて何か御意見があればお聞かせください。

○平山氏 貴重な御意見として承りますけれども、先ほど山崎弁護士から話したとおり、日弁連としては少年法の適用年齢が引き下げられたことを前提とした議論は一切行っていません

んし、現在でも検討しておりません。

○酒巻教授 分かりました。一切行わないということではたして法律家としての責務が果たせるかどうかというのは疑問だと私は感じております。

○川出教授 今回の点に関連した質問ですが、冒頭で、何歳をもって「おとな」とするかは、それぞれの法制度ごとにその趣旨・目的に沿って個別に決められるべきだとおっしゃいました。それは、そのとおりだと思うのですが、そうだとすると、それぞれの法制度の根拠に共通する部分があるのであれば、やはりその整合性は考えざるを得ないと思います。

その関係で、先ほどご指摘のあった保護者についてですが、確かに、保護者というのは親権者に限られるわけではなく、事実上の監護者も含まれるとされています。そうであるから、例えば民法の成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳・19歳の者が成年として扱われることになったとしても、少年法上は、それらの者の保護者に当たる者が想定できるので、少年法を適用してもおかしくはないということなのだろうと思います。その限りでは、1つの説明として成り立つように思いますが、そのような立場に立つ場合、現在の少年法で、「保護者の正当な監督に服しない」ことがぐ犯事由とされている点を、どのように考えるのでしょうか。

このぐ犯事由は、対象者が保護者から監督される立場にあることを当然の前提にしているわけですが、民法の成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳・19歳の者は親権に服さないこととなりますので、親には監護権も監護義務もないわけです。その一方で、少年法上は、親が保護者であるとして、その正当な監督に服しないことがぐ犯事由になり、ぐ犯性が認められれば、保護処分に付すことができ、場合によっては少年院に入れることもできることになるのですが、それをお認めになるということでしょうか。あるいは、18歳・19歳の者についても、これまでどおり少年法を適用するとしても、この部分だけは適用を外すというお考えでしょうか。

○山崎氏 その点については、難しい問題があるだろうということは認識しており、議論はしておりますけれども、まだ結論には至っていないというところがございます。例えば、今おっしゃった条項、ぐ犯の中での一類型については、18歳・19歳の者には適用しないという考え方もとり得るであろうし、それは残してもいいのではないかとこの考え方もあり得ると思っております。おっしゃるとおり、少年法には「保護者」との文言があるわけですが、条文によって「保護者」としたり、あるいは「法定代理人」と規定している部分があったりしますので、そこを整合的にどういうふうに考えていけるのかということについてはまだ検討未了です。おっしゃるところは、今後も必要に応じて検討していくことにはなるだろうと思っております。

○太田教授 ちょっと違う観点から幾つかお伺いしたいと思います。

まず、少年に対する現在の簡易送致の運用を、日弁連としてはどう評価されているのかというのを伺いたいのが1点です。

それから2点目は、少年院送致になった場合に、特に18歳・19歳の年長少年の場合は、比較的長期あるいは相当長期といった処遇勧告がついている場合は別として、そうでない場合、非常に処遇期間が短いということになっていることを、実際に18歳・19歳の少年院出院者の再犯率は非常に高く、成人の受刑者と同じぐらいの再犯率になっているという状況も含めて、どうお考えになっているのかということですが。

3点目は、先ほどお話しいただいたJ指標、Y指標の受刑者で、十分な出所準備期間というイメージは、今の仮釈放前調査を充実させるイメージなのか、それとも、刑務所における処遇全体を充実させるという一般的な趣旨なのでしょう。それとも、元々日弁連が30年来主張されている仮釈放の早期化、それから、善時制の採用ということとの関係で、早く仮釈放にすべきということまで含んだ御趣旨なのかということ、これを確認させていただきたいと思います。

○山崎氏 まず、簡易送致制度に関しては、率直なところ、日弁連としてその運用状況を詳細に把握しているわけではございません。ただ、この勉強会の中でも、元調査官の方は「簡易送致事件であってもしっかり調査官のインテークはしています」と述べられており、元裁判官の方は「簡易送致事件件数自体が減少傾向にある」というふうに答えられていると認識しております。日弁連として、この制度の是非については特に議論をして意見を取りまとめておりませんが、そういった現状にあるのだろう、という認識でございます。

2つ目の18歳・19歳の少年の少年院送致について、その処遇期間が非常に短いとおっしゃられた趣旨が、いま一つ理解できなかったのですが、再犯率に関しては、それを仮に高いと評価するとした場合に、その原因がどこにあるのか、犯罪白書などでも「復帰する際の社会の受け皿とか就労につながるかといったところはかなり課題があるのではないか」という指摘がなされていたかと思いますが、その点は弁護士の中でも共通の認識を持つ者が多いのではないかと感じております。

3つ目の出所準備期間を十分にとるという点につきましては、必ずしも踏み込んで詳細な制度を検討したわけではございませんけれども、例えば10代の半ば、後半で刑務所に入所し、社会から隔絶された環境で長期間いた人が社会に復帰する際には、社会全体もかなり変わっているでしょうし、そういったところをスムーズに社会復帰するためには、例えば仮釈放の早期決定というのもあると思いますし、外に出て少し外の社会を触れてまた施設に戻るとか、そういったある程度開放的な処遇などもこの議論の中では出ておりました。ただ、具体的な制度としてこういうものがある、というものではございません。

○太田教授 一点だけ確認です。2番目の処遇期間の話ですけれども、ちょっと違う観点から伺いますと、行為責任としてはさほど重大ではないけれども、要保護性が非常に高いという少年で少年院に18歳・19歳で送致された者に対して、大体どれぐらいの期間処遇することが必要だとお考えでしょうか。大体1年という処遇期間を少年院で過ごして、その後非常に短い保護観察しか付かないわけですけれども、いろいろな問題性を抱えた少年、いろいろなタイプの者がいると思うのですけれども、少年法の適用対象年齢を引き下げることかということとは関係なしに、18歳・19歳で要保護性が高い者に対する働きかけの期間というのは、どれぐらい必要だというイメージをお持ちなのでしょうか。

そういう意味で、今、少年院1年プラス非常に短い保護観察期間という処遇でうまくいっているという認識なのか、それとも、こういうところはこういうふうになればいいということはあるのでしょうか。受刑者の場合は仮釈放を早くしたりすべきだということでもありますけれども、少年の場合、例えば保護観察が非常に短いものですから、具体的な改善策みたいなもののイメージをお持ちならば教えていただきたいと思って質問させていただきました。

○山崎氏 その点は日弁連として議論して集約した結論はございません。飽くまで私が少年事

件に接している感覚で申しますと、1年という期間はかなり長いと感じるケースの方が多
いかなと思っております。当然、子どもにとっての成長過程の1年というのと、私たちが
何十歳も生きてきての1年というのは、全く違う意味を持っておりまして、1年社会から
隔絶された施設にいて、そこから出てくるときの難しさといったようなものも逆にあつた
りします。そういった意味で、施設における1年間とその後の保護観察期間について「長
い・短い」というふうなことはなかなか言いづらいと思えますし、飽くまで個別の事例に
よるのではないかと思っております。

一番難しいのは、施設から出てきて社会に円滑に適応していくというところであるという
認識は持っておりますけれども、それは保護観察の期間がただ長くなればいいのかという問
題だけではないと思えますし、その中身の問題が大きいのかなというふうに個人的には感
じております。

○**松下刑事課長** 一点お聞きしたいのですが、刑務作業についてどのようにお考えでしょうか。
御提案の中で「刑務作業ではなくて教育的な処遇を中心にした処遇に」という御意見があ
ったものですから、現状の刑務作業についてどのように日弁連として評価しておられるの
か、特に若い人についてお聞かせいただきたいのですが。

○**山崎氏** 日弁連としては、これまで意見として公表していますけれども、基本的には懲役刑
と禁錮刑については自由刑として単一化すべきであるという意見がこれまで形成されてお
ります。その具体的な中身については、今正に議論をしているところでして、この段階で
単一化された刑の内容はどうだ、というところまでは結論が出ていないという状況でござ
います。

ただ、その議論は少年刑務所に限った議論ではありませんで、飽くまで刑務所全体の作業
というものをどう考えるかという観点での議論でございます。その点を御理解いただけ
ばと思っております。

○**白井参事官** 時間の関係もございますので、特に質問したいという点がありましたら、最後
の質問ということでお願いいたします。どなたかございますでしょうか。

それでは、平山様、山崎様、本日はありがとうございました。

次の準備がございますので、しばしお待ち下さい。

(休 憩)

○**白井参事官** それでは、再開いたします。

本日、次に御意見をお聞きするのは早稲田大学教授の石川正興様です。石川様からは、若
年者に対する施設内処遇の充実強化、若年者に対する社会内処遇の充実強化、公職選挙法
の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合における少年法適用対象年
齢の在り方などにつきまして、御意見を30分程度お聞きし、その上で幾つか質問させて
いただきます。

配布資料は2点ございます。まず、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会に
おけるヒアリングレジュメ」と題するもの、それから、横置き8枚綴りの資料でござい
ます。

それでは、石川様、お願いいたします。

○石川氏 レジュメといってもかなり長いものになってしまいましたので、見出しのところだけを集めてもらえば、それがレジュメになります。恐らく時間がないでしょうから、文書化して後で読んでもらって理解をとということでもちょっと長い文書にしてあります。したがって、30分で収まるように項目を中心にお話をします。

私に問われている質問が大きく分けると3つありまして、1つは「若年者に対する施設内処遇の充実強化」、それが見出し「Ⅰ」としてレジュメの1ページから5ページのQ1から7まであります。次が見出し「Ⅱ」として「若年者に対する社会内処遇の充実強化」で、これがレジュメの6ページ・7ページのQ1から3までの3つあります。そして、3番目が見出し「Ⅲ」の「年齢の問題」ですが、これがレジュメの8ページから10ページのQ1から3までの3つに分かれています。

最初の見出しⅠの施設内処遇の部分の特にQ1から4まではかなり密接に関連していることですから、こちら辺はひとまとまりにして私の意見をお話したいと思います。

「作業」の意義は、私の言葉で言うと「期待される機能」という言葉を使いますが、国・社会に対する利益として期待される機能と、受刑者に対する利益として期待される機能と、大きく2つに分けられるということで分けて書きましたけれども、これは飽くまでも期待される機能でして、現実に果たし得る、果たす機能というのは作業の形態や業種、あるいは、労働条件、こういったものの構成をどうするかによって異なってくると考えています。

最初の国・社会に対する利益の部分ですが、一つが行刑費の縮減機能、それから、所内の規律秩序維持機能、そして、再犯防止機能というものが考えられると思います。受刑者に対する利益としては、心身の悪化の防止機能と改善・社会復帰機能というものがあると考えます。

今、「作業」がどういう立ち位置に置かれているかということですが、刑事収容施設法では「受刑者の処遇原則」が規定され、また、「矯正処遇の方法」ということで、作業以外に改善指導、教科指導というものが3本の柱として打ち立てられています。

それまでは、日課の構成において作業時間が1日8時間・1週40時間占められていたと思うのですが、新法後は矯正処遇を1日8時間以内で行うということになっていて、必ずしも作業ばかりやる必要はない。それから、1か月に2日は専ら作業以外の矯正処遇を実施するというので、ここでも作業をやらない日が2日間で、大幅に作業中心の処遇から脱した処遇体制になっていると思います。

次に、「作業が義務付けられていることの意義」についてです。少年院では矯正教育の方法の一つとして職業指導があります。例えば、かつての初等少年院に収容されている少年であれば教科教育が中心的な処遇の柱になっていましたから、職業補導はやらなくてもよかったです。しかし、自由刑受刑者であれば、作業は義務として最低限やらなければいけない。私は、作業は基本的には義務付けておく必要があると思っています。

成人でも年の若い方からお年寄りまでいますけれども、作業以外の時間の過ごし方として一体どんなことが考えられるか、作業をとってしまったら、受刑者は暇で仕方ない。イギリスの刑務所を数箇所参観したときに、あちらはいわゆる日本でいう懲役刑でない、禁錮刑型の自由刑なんですけど、作業をやっていない刑務所を見て、日中からぶらぶらしている受刑者を見たときに、これはやっぱりまずいなという印象を深く受けました。だから、最低限作業は義務付けておく必要があるというのが私の考えです。

次に、「懲役と禁錮とを区別することの意義」についてです。レジュメの2ページ目Q3で幾つかの考え方を述べましたけれども、区別する必要性は戦後薄まったと思っています。しかし、レジュメの3ページの「私見」のところで書きましたように、暴力的な確信犯の場合は論外ですが、非暴力的な確信犯罪者に対しては、なお禁錮型の刑、自由刑というのは置いておく意味があるだろうと考えています。その数はそんなにたくさんいるわけではありませんから、大概は一本化されると考えています。

問題は一本化されたときの自由刑の内容です。これには幾つかの考えがあります。先ほど申し上げたように、簡単に言えば「修正懲役型の自由刑」に改めるべきだと考えています。今の刑事収容施設法が正にそういう方向になっていると思いますが、その方向性が良いと思います。そのほかに、「少年院型の自由刑」も考えられないわけではない、また、「禁錮型の自由刑」も考えられないわけではありません。けれども、先ほど言ったような意味で私は否定的に考えています。

それから、Q4の質問です。刑事収容施設法では、先ほど申し上げたような方向転換がなされましたが、刑法の規定は依然として変わっていない。改正刑法草案では、レジュメの3ページに書きましたように、「懲役に処された者に対しては、作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行なう。」、禁錮の場合には「請求により作業を行なわせ、その他矯正に必要な処遇を行なうことができる。」という規定になっていました。刑事収容施設法があのようにならば、刑法の方もきちっと変えて平仄を合わせる必要があるだろうと考えています。

それから、次の「若年受刑者に対する刑務所における処遇の現状」について述べます。ここから先はまた違った問題になりますが、今回ここで発表するに当たって、資料を作成してみました。どこの刑務所に少年が収容されているか、それから、どこの刑務所にYの受刑者が収容されているか、それを示したのが資料3の表です。これは年末収容受刑者を基に作っていますから、いわゆる入所受刑者とは異なります。

これを見て改めて分かったことは、少年刑務所だけにYあるいはJが収容されているわけではないという点です。Jの方は全部少年刑務所に収容されているようですが、Yは少年刑務所以外に島根あさひ社会復帰促進センター、それから、美祿社会復帰促進センター、こういうところはかなり多数が収容されていることが特徴的に現れています。

その「処遇の現状に対する評価」についてですが、私はこれらの施設を全て見たわけではありません。したがって、これからのお話しは、私がこれまでに参観した経験に基づきます。3～4ページのところに書きましたが、犯罪傾向の進んでいないAを収容している刑事施設と、逆に犯罪傾向の進んでいるBを収容している刑事施設とでは、かなりの違いがあるという印象を受けています。

それから、刑務所は少年院と違って収容人員が非常に多い。少年院の方はどんなに多いところでも定員は百数十名だと思います。しかし、実際に収容されている数はもっと少ない。「過少収容」という言い方があるか知りませんが、そういう状況ですから、非常に小施設主義になっている。また、少年院は、寮単位での生活をしていて、その寮の中に居室があり、居室から出たり入ったりが自由になっていて、その寮の中ではかなり行動の自由があります。一部の女子刑務所でそういうところを見たことがありますけれども、大方の刑務所はそういう形にはなっていません。それから、刑務所の中でも、例えば市原交通刑務所、

正式な名称は「市原刑務所」と言うんでしょうが、あそこは昭和43年にできたのでしょうか、私が大学に入って勉強を始めた頃にこんな刑務所ができたんだと思って、あのときは非常にびっくりしました。いわゆるコンクリートの外塀がなくて、私の身長ぐらいのフェンスがぐるっとまわっているのです。外からよく見えるわけですね。こういう刑務所から府中刑務所に代表されるような刑務所まで、刑務所はピンからキリまである。開放度ということだと、社会復帰促進センター、特に美祿と島根あさひなどは、非常に開放度が高いと思います。

次に、「18歳・19歳の少年に対する処遇の現状に対する評価と課題」に移ります。

まず、特別少年院ですが、そこは収容されている人数も少なく、単独の特別少年院は存在しない。私が参観した久里浜少年院では、中等と特別の両方が収容されていて、数は中等の方が圧倒的に多く、中等があそこの処遇の中心になっていました。特別の子どもたちは余計者のような印象を、私は受けました。

中等少年院ですが、これはかなり一生懸命職業指導をやっておられると思います。ただ、施設の中で職業訓練をやっても必ずしもそれが就労に結びついていないことは、保護の方でも十分御理解して解決策が練られ、実施されているところです。

少年院のいわゆる特殊教育課程、今は新法になって違う名称を使っていると思いますが、これが特に重要だと思っています。18歳・19歳の中でもこの課程を有する少年院の経験値というのは非常に重要で、特に神奈川、宮川、中津という少年院、これらは全て参観しました。ここは、いわゆる知的障害や発達障害のある人たちに対して、試行錯誤しながら努力されているという印象を受けました。こういう少年院は刑事施設にはありませんから、後でも述べますが、かなり重要な施設であると考えています。

次いで、「施設内の処遇を充実するための法制上の措置」についてです。これは、レジュームの5ページに書いてありますように、矯正だけで全てが終わるわけではなくて、保護との協力が必要だし、法務省だけで事足りるということではなくて、他の機関や民間の団体などの協力も得ていきながら社会復帰というのは進められていくということになります。そういった意味では保護と矯正の連携、それから、他の機関、外部の民間団体との連携が必要です。

次に、「社会内処遇」についてです。社会内処遇といっても1号から4号まで、更に厳密に言うと5号観察もあるのですが、対象者は少ないのでここでは触れないことにいたします。また、1号から4号まで全てを評価しろといっても、それだけでかなりの時間を費やしますから、ここでは主に4号観察に重点を置いてお話ししたいと思います。

「4号観察の成り行き」に関しては、資料の6に、4号観察に付された者について、保護観察の開始後5年間で刑の執行猶予が取り消された者の数とパーセンテージが書かれています。

2000年からの統計ですが、一番最近の数は2010年から14年までの5年間の統計が出ております。取り消されたのは942人、開始人員が3,682人ですから、パーセンテージは25.58%となっています。これだけ見ると4分の1が取り消されているということで、かなりの数字なのですが、2000年からの開始人員と比較しますと、2000年の方は33.20%だったわけですから、執行猶予取り消し率はかなり低くなってきた。これは恐らく法務省の方での御努力の賜物だろうと思いますが、その反面、それで

もなおこれだけの高い数字ですから、今後何をしなければいけないのかを検討する必要があります。

そこで、検討課題として、レジメ6ページの(2)のいわゆる「入口」支援、特に就労に向けたダイバージョンが必要だと書きました。それから、1号観察の部分も当然年齢の問題と絡んできますので、若干のことが同じページの(3)に書いておきましたが、これはまた後で触れますので、そのときにお話します。

次に、同じページのQ2、「若年者に対する保護観察付執行猶予を刑事政策的な観点から現在よりも活用するにはどのような法制上の措置が必要か」ということについてです。大事なのは、就労に導いていく支援だろうと考えています。この10年、保護局の方で非常に御努力されていることは犯罪白書などを通じて知っておりますけれども、何といっても「働き場所がない」ことが問題です。協力雇用主は1万6,000社だったですかね、新聞で出ていました。また、実際に雇用した協力雇用主に払う奨励金制度が去年の4月から始まって、雇用した協力雇用主の数は551社から788社となり、約4割増えました。でも、登録した協力雇用主の数からするとまだかなり少ない。そういうことを考えますと、「働き場所」を作らなければならない。そこで、私は、現在勉強している最中ですが、ソーシャルファームという手法が重要になってくるだろうと考えています。

続いて、7ページのQ3の部分です。ここで提言したいのは、改正刑法草案の部会案に盛り込まれていた「判決の宣告猶予」です。

当時は、そこに書いてあるような問題があつて法制審議会総会では改正刑法草案に採用されるに至らなかったわけですが、仮に18歳・19歳の者が刑事手続の方に回って来ますと、もう少しきめの細かな処分方法が必要になって来ますので、この「判決の宣告猶予制度」も検討すべきだと考えています。この点は後でまた述べさせていただきます。

次は恐らく一番重要な「少年年齢の引き下げ」についてです。公職選挙法で選挙年齢が18歳以上になった。今度の参議院選からそれが実施されることとなります。それから、民法の方では18歳に引き下げることがかなり確実な情勢になっている。少年法の適用年齢はどうあるべきかということですが、この3つの年齢は戦後70年間にわたって20歳未満ということで軌を一にしてやってきたわけですから、変えるのであれば軌を一にして変えるべきだというのが私の考え方です。少年法だけ特別にということになると、かえって国民は混乱するだろうと考えています。

ただし、8ページのQ2の「18歳以上の者が少年法の適用年齢から外された場合にどんな手当が必要か」という箇所でも触れていますが、当然、私は「何らかの手当」が必要だと考えています。ここは特に触れておきたいところです。下の3行目に書いてあるように、「むしろ積極的に、18歳・19歳が成人として刑事手続に委ねられることを奇貨として、刑事手続の弾力化を図るべきである」と。これが私の基本的な姿勢です。

では、具体的な手当としてどういうものがあるか。この点については、9ページ以降に全部で5つほど書いてあります。1番がいわゆる「入口支援の充実」です。入口支援の詳しいことは別としまして、9ページQ3の①、②に、現在地検で行われている社会福祉士を配置して行う入口支援のやり方、それから、地検と保護観察所が連携して行っている「更生緊急保護の事前調整モデル」、こういったものをきちっと法制化すべきだろうと考えています。

①の方はまだ全国的には行われていないところもあるようでして、むしろこれは全国的に展開するためにも法制度化が必要だろうと思っています。

先ほど、後で補いたいと言いましたのはこの部分です。私の大学で私が主催している研究会があって、その中の一つに「ダイバージョン研究会」があり、これまでに10回ぐらいいやっています。そこで、仙台地検、東京地検、あるいは大阪地検の入口支援のやり方を報告していただいて、いろいろお話を伺いました。なかなかいい取組だなと思いつつ、その中で、入口支援の対象者に福祉やら就労につなげるのを義務付けておかないと、対象者が糸の切れたタコようになってしまわないかというような懸念があって質問したところ、現場でもやはりそこら辺は非常に腐心されているようでした。

私も長く刑事政策の勉強をしてきたのですが、私がまだ大学にも入っていない頃の昭和30年代後半から40年代にかけて、横浜地検を中心にいわゆる「横浜モデル」と言われる方式があった、と古い犯罪白書に書いてあります。要点は各地検で、各地検といっても実施したのは全部で8ぐらいでしょうか、その地検で起訴猶予者の同意を得て保護観察を行った。ただし、保護観察を行うといっても、起訴猶予者の同意を得て保護観察を行うわけだから、厳密な意味では保護観察ではない。やっている内容は保護観察だけれども、同意を得ているという点では保護観察ではありません。

しかし、なぜか40年代になって尻すぼみになっていったようです。この経緯は私にはよく分からないのですが、18歳・19歳の者が成人になった場合にはこういう方法を導入することによって、入口支援の方につなげることができるだろうと考えています。ぜひそこを検討いただきたいという提案を、追加したいと思います。

それから、「判決の宣告猶予の新設」についてです。資料の7、8にありますように、1号観察の場合、18歳・19歳で1号観察になっている者は結構多数います。ただし、これは保護観察の開始年齢で犯行時年齢ではありませんから、厳密に言うともうちょっとこの数は少なくなると思います。1号観察は、犯罪白書では一般保護観察ということで交通と非交通を分けずに計上しているようですが、保護統計年報だとこれが分けられています。

交通短期が14.7%、短期保護観察が34.2%、そして、これらの簡単な内容は【注】のところに書いておきました。こうした1号観察には、成人の場合の保護観察、つまり4号観察にはない処遇があります。もし判決の宣告猶予という制度が導入できれば、その下でこうした処遇を実施することができます。

改正刑法草案の部会案では判決の宣告猶予の猶予期間は「6月以上2年以内」となっていますから、保護観察をつけるとすると「6月」が保護観察期間の下限になります。しかし、今度仮にこの制度を導入するとしたら、「6月」にこだわらないで、これをもっと引き下げるという手もあります。

この制度ができないと、現在の1号観察の対象者のうちの「交通短期保護観察」の対象者は結局罰金で処理されてしまう。大学で教えていると、1年生ばかりではなくて、3・4年生もそうですし、大学院生もそうなのですが、お金がありません。仮に罰金を科せられたとしたら親の金で払うという羽目になってしまいます。死刑は、他人の命を借りることができません。自由刑も同様です。なぜか罰金だけは見て見ぬ振りをしているというようなところがあるのですが、刑事処分に効果的な感銘力を持たせるのだったら、こういった

「交通短期保護観察」のような制度は必要だろうと考えています。

次に、「刑の一部の執行猶予制度」です。今年の6月から適用が始められていて、新聞報道による限りでは薬物事犯にかなり出始めているとのこと。薬物でない、いわゆる刑務所に初めて入るといふ人を対象にした「刑の一部の猶予制度」の適用も、私が知る限り最低1つはありました。仮に18歳・19歳が成人になりますと、当然、矯正と保護の連携ということがかなり重要になってきます。これは18歳・19歳ばかりでなくて若年成人と言われる26歳未満の者も同様です。

それから、4番目の、「自由刑の執行場所としての少年院の利用」です。「少年院収容受刑者」というカテゴリーが少年法の56条の3項にありますけれども、18歳・19歳が少年でなくなると、同種のものが必要になってくるだろうと思っています。特に重要なのは少年院に入っている女子ですね。それから、もう1つは、さっき言った神奈川や中津や宮川の少年院に入っている子たちです。彼らには、これらの少年院の経験値が非常に重要です。少年院に収容させる旨の言渡しをどうするか、決定をどこが決めるか。矯正当局が決めるのか、裁判所が決めるのかという議論が出てくると思いますけれども、今のところこれは裁判所の方で「処遇勧告」の形で行うのがいいのかなと私は考えています。

最後に、「自由刑の執行場所として少年刑務所の整備、社会復帰促進センターの活用」についてです。

資料1を見ると函館と川越はかなり大規模です。奈良と佐賀も700人規模。残りの3つは400人ちょっとのところ。少年を収容する刑務所であれば200～300人の規模のものに編成し直す必要があります。

また、資料4で書きましたけれども、少年院に収容されている18・19の年齢の者が1,208人いました。行為時の年齢になりますと、もうちょっと少なくなると思います。これらの者が全員刑務所に収容されることになるわけではありませんけれども、一つのメルクマールはこの数字だろうと思います。ということになると、少年刑務所を整備し直すばかりでなく、少年院を再編成して、一部の少年院を刑事施設として使うことを考えてもいいだろうと思います。少年院の場合、先ほど申し上げたように、どんなに大きなところでも150人ぐらいの定員ですから、むしろ使い勝手はいいと考えます。

ちょっと長めになりましたけれども、以上で終わりにさせていただきます。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○木村少年矯正課長 最後の部分で、自由刑の執行場所としての少年院の利用ということで御提案いただきました。今の少年院法では「受刑在院者」という名称で、16歳未満ということで設定されておりますけれども、先生の御提案はその年齢を少し上げると言いますか、あるいは、若年成人層というものがもし設定されるとしたら、その上限ぐらいまで引き上げた上で、少年院の教育に委ねた方がいいような受刑者を少年院で処遇したらどうかと、こういう御提案というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○石川氏 はい。ただ、決定的に違うのは、現在は、受刑者けれども、少年が少年院に入っています。しかし、私の提案では、成人が少年院に入ります。名前は「少年院収容受刑者」ということになろうかと思いますが、そこで実施すべきことは「矯正教育」とであると考えています。

○木村少年矯正課長 あともう一つ、もし少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合、刑事手続の弾力化を図るべきという御提案があったのですが、いろいろな人がいる中で、いろいろなメニューにあてはめていく上では、前提としてその人がどういう特性を持っているのかとか、どういう問題性を持っているのかということを見極めることもとても大切だと思うのですが、そういう観点から少年鑑別所の鑑別を若年成人に活用すると、そういう制度を考えるとということについては、先生どようにお考えでしょうか。

○石川氏 提案の中で、保護観察官の調査機能を活用するということは書きましたけれども、少年鑑別所の点は触れませんでした。ただ、私、事前に法務省の方と3回ぐらい会っているんですが、そのときには少年鑑別所の知見を利用すべきだということは言った覚えがあります。少年鑑別所も非常に立派な技官の方たちがいて、数年前までは若干手持ち無沙汰の感がなかったわけではないです。

ちょうど私がほかの研究をやっていたときに少年矯正の方と出くわして、研究に参加させてくれないかとなりました。その中から出てきたのが、それまでは少年鑑別所の通常業務でなかった一般相談といった部分を、むしろ本業としてできるような仕組みを考えたほうがいいですよ、そうすれば鑑別所の人たちの経験値が役に立つ範囲が広がっていくなんてことを申し上げました。その後、私が言ったからではなくて、担当者の方もそうだと思うんだと思いますけれども、新しく制定された少年鑑別所法ではそういう仕組みができています。

当然、成人の矯正・保護の場面で、また、起訴猶予にするかどうかという場面で、調査機能を充実させなければいけませんから、保護観察官ばかりでなしに、少年鑑別所の鑑別機能は重視されるべきだと思っています。その際に「少年鑑別所」という名前がいいのかどうかという問題が別途ありますけれども、それはその次の話であって、少なくとも少年鑑別所の知見は利用すべきだと考えています。

○加藤刑事法制管理官 先生のお話の中で、少年法の適用対象年齢を公選法あるいは民法と統一した上で、18歳・19歳の者に対して今までの成人に対して行ってきた刑事手続をそのまま適用することは妥当でないとして、様々な御提案をいただいたわけではありますが、レジュメの9ページ以降でお示しいただいている様々な施策については、必ずしも18歳・19歳の者に限らず若い年齢層の方々、あるいは、場合によってはそれを超えて、刑を受ける方一般に対しても適用可能なアイデアが多く含まれているのではないかと思いますのでありますが、いかがでございましょうか。

○石川氏 正にそのとおりです。そういった意味では、例えば保護観察を条件とする起訴猶予であるとか、あるいは、判決の宣告猶予という制度は、18歳・19歳あるいは若年成人層にだけ適用されるべきものではなく、刑事司法の制度として導入するのであれば、どの年齢の者にも適用できるようにしておかなければ公平性を欠きます。選択は当然しかるべき機関が行うにしても、誰にでも適用できるような仕組みにすべきだと考えています。

○加藤刑事法制管理官 もう1つ、関連して、18歳・19歳の者に対して何らかの新しい制度を考えたとした場合に、諸外国の知見などを見ますと、大人と子どもの間に中間的な層をつくって、それに対して、いわば中間的な手続、あるいは、処遇をもって当たるという仕組みもあるようございましてけれども、そういった、3段階にして、真ん中の層に特別な処遇をするといったような考え方について、先生の御意見はいかがでございましょうか。

○石川氏 少なくとも少年法が昭和40年代に改正されようとしていた時期に問題になったのは「青年層」の設置だったと思います。18・19・20・21・22歳ですか、この年齢層を青年層として、少年とも成人とも違った取扱いをするということだったと思います。そこでは、いわゆる「検察官先議」として、検察官が家裁に送るか、あるいは、刑事裁判所へ送るかという選択をするようになっていました。

私はそういうことはしない方がいいと思っています。基本的には、成人であれば同様に扱うべきです。その上で、矯正や保護の場面で細かな区別をしなければいけない。ただし、起訴の段階と裁判の段階で、18・19歳から若干の若年成人と言われる層に対して特別な措置をとるということまでは考えていません。

○太田教授 一点だけ確認させていただきたいのですけれども、先生の一番最後の御提案、レジュメの10ページの御提案で、一部の少年院を刑事施設に転用するというのを御提案されていますし、一方で少年院を今の受刑在院者みたいに自由刑の執行場所として用いるということを提案されて、両方の可能性を示唆されているわけですが、もし少年院を自由刑の執行場所とする場合に、今は16歳になったら一般の少年刑務所に少年院から移るわけでございます。今度の18歳・19歳の場合は成人になってしまっているとすると、区切るところがないと言いますか、成人ですので、例えば懲役10年だったらそのままずっと少年院で執行するということになるのか。20歳という成人で、どうして20歳で切るのかよく分かりませんが、20歳とか一定の年齢になったら一般の少年刑務所ないしは一般の刑務所に移ると、そういうイメージでいらっしゃるのか、その点を確認させていただきたいんですが。

○石川氏 さっき、「少年院収容での受刑」が18歳・19歳でも行えるようにする場合に、どこが判断するかということで若干のことを申し上げました。基本的には裁判所が行うのがいいとは思いますが、判決でそこまできちんと決めてしまうというのはいかがなものかと思えます。家裁の方で少年院送致決定をする場合に、少年院の種別は決めるけれども、収容期間までは決めずに、「処遇勧告」という形でおよそのものを出しています。

「少年院で刑を行うことが相当である」というような処遇勧告を、刑事裁判所が矯正機関に対して出す。矯正機関はこの勧告に一応は縛られるけれども、変えることもできます。変える場合には、場合によっては刑事裁判所の意見を聴くということも出てくるでしょう。その意味では、ずっとそこに居続けるというわけではないと考えています。

○太田教授 私が先生の御提案を少し勘違いしたのかもしれませんが、18歳・19歳が基本的に成人になって起訴されて普通の裁判所で自由刑を受けるという場合、その自由刑の執行場所を少年院でやるという場合ですね。その場合、例えば18歳で懲役5年となった場合に、もちろん仮釈放はあるとしても、少年院でずっと刑の執行を行うと、そういうイメージなのかどうかということですが。刑が長くなれば、もう成人になっているわけですが、刑の執行はそのまま少年院で行っていくと、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○石川氏 もっと厳密なシミュレーションをする必要があります。少年院の収容定員がどれぐらいあって、今は少ないけれども、多い時期だって今後出てこないとは限らない。そういったときにどこまで少年院を使えるかという問題があります。それから、「第3種の少年院」はどんなに長くたって26歳で出す仕組みになっています。「第2種の少年院」は2

3歳までですから、一つのメルクマールはそこまでは……。

○太田教授 26歳ぐらいまではということでしょうか。はい、分かりました。

○松下刑事課長 先ほどのお話で、検察庁で行っているいわゆる入口支援について積極的な評価をいただいたと思うんですけども、その中で、起訴猶予処分をするときに、何らか再犯防止的な、こういうことはしないと、こういうプログラムを受けるとか、そういう約束をさせて、その条件をちゃんと守ったら一定の経過を見て起訴猶予にしますよみたいな運用が仮にされるとして、そういった内容については、本人と弁護人が同意していればそういうやり方も可能なのだという考え方もありますし、同意していたとしても、結局その同意というのは起訴されないための心理的な負担付きの同意であって、心の底からの同意ではないから、そういうことをするには法制的な手当が必要だという考え方もあろうかと思うのですが、先生はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。

○石川氏 私が考えているのは、起訴猶予にするに当たって保護観察を付けるということですから、まず保護観察を付けてから様子を見て起訴猶予にするかどうかと決めるのではありません。起訴猶予を決定した段階で保護観察を付ける、けれども、付けるに当たっては、本人と弁護士の同意が必要だということになります。したがって、もし保護観察の成績が悪ければ、場合によっては起訴猶予を取り消すということだとして考えなければいけないと思います。だから、今の起訴猶予とは多分違うものを制度化しなければいけないのだらうと思います。これを何と呼んだらいいかは、名前の問題ですから、ふさわしい名前を考えればいいのからうと思います。

○川出教授 最初にお話しがあった「作業」についてですが、作業には様々な機能があることを前提に、それを発揮させるには義務化が必要だということでした。そうしますと、作業というのは、改善指導や教科指導のように、受刑者の改善更生・社会復帰ということだけを根拠に義務付けられるというのではなく、その他の目的・機能も義務付けの正当化根拠になるというお考えであると理解してよろしいでしょうか。

○石川氏 そうということですが。したがって、改正刑法草案が一つの例だとレジュメに書きましたけれども、そこでは正に「作業を課し」という部分と「矯正処遇を行う」というふうに分けています。「作業を課し」というのは、「矯正処遇の一環」でもあるけれども、それだけではない。「刑罰内容」という意味合いが恐らく背後にはあるだらうと思うんです。私の理解も、懲役の場合ですけれども、刑務作業は「刑罰内容であると同時に、矯正処遇の一つの方法」という法的性質になると思います。

○川出教授 そうすると、極端な例ですが、作業が当該受刑者の改善更生・社会復帰には必ずしも役に立たないという場合であっても、例えば、刑務所内の規律維持機能のためにそれを義務付けることもできるということになりますでしょうか。

○石川氏 「受刑者の心身の悪化防止」も大事な機能です。私も日曜日ぶらぶらし始めるとよからぬことを考えますから、一日の5時間でも作業をやると気分転換になって頭もすっきりとします。私の場合の作業は庭仕事ですけれども。老後になるとますます、あと2年半ですけれども、そういう日課が私には待っています。やっぱり仕事をしないと駄目です。だから、心身の悪化を防止する意味でも、作業を義務としておくことは大事だらうと思います。

○川出教授 つまり、作業には、改善指導や教科指導にはない独自の機能があって、それを根拠に義務付けることもできるということですね。

○石川氏 そうです。だから、「少年院型の自由刑」の構成もあり得るけれども、私はそれはとらないという考え方になります。

○宮田観察課長 御提案がありました判決の宣告猶予制度の関係で確認をさせていただいた上で、1つ御質問をさせていただきたいと思います。

確認と言いますのは、先生のお考えは、判決を言い渡す前に宣告を猶予して、猶予期間中に今あるような短期の保護観察を実施し、その状況が悪ければ猶予していた宣告を改めて言い渡す、あるいは、保護観察がうまくいけばそのまま宣告はなしということではないかと思うのですけれども、こういう理解でよろしいかどうかということです。

と言いますのは、私はあまり詳しくはないのですけれども、外国では、宣告猶予を取り入れたとしても保護観察が必須ではなくて、例えば定期的に裁判所へ行って生活を報告したりということをやっているところもあったような記憶がありまして、先生は保護観察をやって、その状況によってどうするかを決めるということではないかと思いましたので、その確認です。

○石川氏 改正刑法草案の部会案の場合は、保護観察は必要的ではなくて裁量的だったと思うんですが、これから制度をつくるに当たっては、裁量的な方がよければ裁量的にすることだってできないわけではない。ただ、決定的に英米と違うやり方になると思うのは、英米の場合は事実認定と刑の言渡しの手続というのは二分化されています。日本はそれがありませんが、そのことが改正刑法草案の部会案でもかなり苦労された点だろうと思うんです。判決は内部的には作成しておく。ただし、保護観察を付けて様子を見て、駄目であればあらかじめ作っておいた判決を言い渡すという形になるんだと思います。おそらく導入するとしたら、そういうやり方だろうなと思います。

○宮田観察課長 その上で質問ですが、過去に宣告猶予制度を検討した際にも、おそらく同じ話だと思うのですけれども、どういう人には猶予して、どういう人には猶予しないという、ある種選択の問題が出てくるかなと思いますが、選択する際の手続というか、どういう人を選ぶのかをどうやって決めていくのかということについて、何かお考えがあれば教えてくださいませんか。

○石川氏 それは運用する検察官側と弁護士側が考えていかなければいけないことだろうと思うのですが、さっき言ったように、保護観察を条件として付ける起訴猶予が導入されるとなると、そこでダイバートされる者がでてきます。他方で執行猶予は依然としてあるわけだから、正にその中間的なものが宣告猶予の対象に入ってきます。

改正刑法草案の部会案策定当時の必要性和今の現状を見たときに、今のほうがより宣告猶予制度の導入の必要性が高くなっている。一つは、高齢者の問題があります。高齢者が人口の4分の1を超えた。私も2年前からその中に入っているんだけど、なおさらこれが多くなっていく。それから、18・19歳が仮に成人になった場合に、判決の宣告猶予制度のような中間的なものが必要です。特に交通短期保護観察で行っているような処遇は成人、取り分け若年成人には必要です。ということで、対象者の一つのイメージとしては高齢犯罪者と若年犯罪者が出てきます。

ただ、犯罪の程度は当然、執行猶予よりは軽く、起訴猶予になるものよりは重いと、そ

ういう中間帯のものかなと思います。

○宮田観察課長 そのときに個人の特性みたいなものは判断要素としては入ってくるのですか。

○石川氏 当然入ると思います。そういう年齢層の者であればすべからず判決の宣告猶予になるというわけではない。執行猶予には「情状により」ということが書いてあるけれども、「情状により」ということは判決の宣告猶予にも出てきて、その情状をどういうふうに理解するかということになります。そのときには、初犯であるかとか、家庭環境はどうである、生い立ちがどうであるとか、それから、精神年齢、性格、こんなものが問題になると思います。

○宮田観察課長 その辺の調査も併せて必要ということによろしいですか。

○石川氏 必要になります。

○今福総務課長 今ありました判決の宣告猶予制度の質問に関連してですけれども、宣告猶予をして、その間保護観察を付した場合に、本人の行状が悪かったとき最終的に判決を宣告すると思うのですが、そのときの宣告の内容は、どのような範囲で考えられているものなのか、教えていただけたらと思います。

○石川氏 改正刑法草案の部会案は、執行猶予の場合は3年以下の懲役、禁錮、それから、罰金もあります。けれども、判決の宣告猶予の場合には罰金、科料、拘留も入っていたと思います。つまり、非常に軽い刑も宣告猶予の対象とされていました。だから、それが取り消されれば、場合によっては拘留の執行や、一番軽い科料の執行ということも考えられていたんだろうけれども、今度仮に導入するとしたらそこまで必要かなという気はしないでもないです。

ただ、罰金の場合には必要だと思います。というのは、レジユメには書きませんでした。今、刑事手続で罰金が科される場合というのは何パーセントですか、95～96%が略式命令で科されているはず。一審の正式裁判で科されるのは、二千数百件ぐらいだろうと思います。そういった意味では、略式で判決の宣告猶予が使えるかどうかということについて、さらに工夫が必要になってくる。罰金などを念頭に置くと、手続が長期にわたると旨味がないと思います。そこら辺の手続がもっと簡素化できるような仕組みが必要になってくるかなと思います。

○加藤刑事法制管理官 レジユメの4ページの課題といった辺で、若年者について小規模で開放性の高い施設での処遇という御提案を頂いております。小規模の施設で開放度の高い処遇を行う際の処遇の中身ですけれども、イメージとしては少年院における矯正教育に近いものといったイメージでしょうか。あるいは、一般の刑務所と異なる点があるとすると、どんなイメージになるのかというところを教えてくださいたいのですが。

○石川氏 実は新しい制度になってから刑務所はあまり行っていないのです。2、3ぐらいしか行ってなくて、少年院はなおさら少ないです。どう変わったのかというのは、一般の刑務所というのは今までのイメージはあるけれども、新しい制度になってからの一般の刑務所と言われてもちょっとイメージが湧かない部分があります。参観した刑務所から判断する限りでは、なお刑務作業が中心になっているのだろうと思う一般の刑務所が刑務作業中心の処遇になっている刑務所だとすると、私のイメージする少年刑務所は、より小規模で職業訓練を作業として実施する、言ってみれば従来の「中等少年院型の刑務所」ということになります。職業訓練の時間も、別に8時間やる必要はなくて、5時間でも一向に構

わない、その残りの3時間は有益な処遇方法があれば、改善指導の方法があれば、それをやっていくというようなイメージになるかと思います。

これは恐らく法律で決める必要はなくて、矯正内部の通達で決めることができると思います。

○**畝本保護局長** 先ほども出ましたけれども、レジユメの9ページにございます、いわゆる入口支援の充実についてです。これは実際、社会復帰支援をやっていると、起訴猶予にするときに本人が「施設に行きます、ここに行きます」と言って了承した上で、釈放されていくわけですが、実際そこに行かなかつたり、あるいは、いったん行ってもすぐ施設からいなくなってしまうとか、そういうところが今問題なのだと思いますし、先生もそのように御指摘されておりました。

先生のお話ですと、例えば保護観察を付けるような起訴猶予というお話がございましたけれども、それについて飽くまで本人や弁護人の承諾に基づく任意の制度としてお考えなのか、それとも、それを一つを越えて義務として保護観察を受けなさいとした上で、受けないことに対しては何かペナルティーがあるとか、起訴猶予が取り消されるとか、そういうことも含めてお考えなのでしょうか。仮に義務化ということをお考えでしたら、そのためにどういう仕組みとか、どのような手続や、方策でそういうことを可能としたらいいのか、何かイメージなりお考えがあったらお聞かせ願いたいと思っております。

○**石川氏** 先ほどお答えしたことになりますけれども、起訴猶予を決定するに当たって保護観察が付くことに同意しなさいということですか。

○**畝本保護局長** 起訴猶予の条件にするということではなくて、起訴猶予処分にした後にするということで、一旦起訴猶予にするけれども、そのときに「その後こういう施設に行ってくださいよ、こういうことをしてくださいね」、あるいは、「保護観察的なものを受けてくださいね」というようなことを約束してもらうときに、飽くまで本人が約束したという本人の承諾に基づいて行うべきとお考えなのではないかという質問です。

○**石川氏** 遵守事項は当然付いて、それを守らなかった場合に、起訴猶予の取り消しができる、そういう意味では、さっき申し上げたように今の起訴猶予とは違う形のものになるだろうかと思います。「起訴猶予」という名前がいいのか、違った名前を付けるべきなのか、そこら辺は考えていませんけれども、いずれにしても今の起訴猶予とは違うと思います。今の起訴猶予は、いろいろ学説はあるけれども、事実上は「処分放棄」という考え方が一般的だろうと思う。私が言っているのはそういう制度ではありません。起訴猶予処分を取り消すことができるわけですから。

確かに、それが「真の同意」になるかという問題があります。これはなかなか難しいことで、「真の同意」かどうかということになってくると、本当に「真の同意」なんていうものが世の中にあるのかなとも思います。私が早稲田大学の助手になれたのも、真の同意によってかというところも必ずしもそうではありません。ほかに選択肢がありませんでした。これで食えなければ人生はお終いかと思えました。大方の人は仕事に就くときに「おれの能力ではこれしかないな、もっといいところへ行きたいけれども」なんていうので諦めたりするわけではないでしょうか。ですから、そういった意味では、「真の同意」は疑わしいと思います。

だけれども、自由意思なんていうものがあるかどうかということもまた疑問だけれども、

同意を得ることで重要な点は「それは自分の意思で選んだんだ」という覚悟をさせるということだろうと思うんです。それが覚悟できないのは、大人じゃないということですよ。

○白井参事官 よろしいでしょうか。

それでは、石川様のヒアリング及び意見交換はこれで終了したいと思います。

石川様、どうもありがとうございました。

本日のヒアリング及び意見交換につきましては、以上で終了でございます。

次回ですが、7月29日金曜日の午後2時から、第10回ヒアリング及び意見交換を行いたいと考えております。次回は、一橋大学教授の葛野尋之様と東京大学教授の佐伯仁志様を予定しております。

本日はありがとうございました。

—了—